



2007年3月23日 第2007-34号

【発行】J A M

【発行責任者】大山勝也

【編集】政策政治グループ

03-3451-2425

E-MAIL : syakai@jam-union.jp

雇用保険法等改正法案、衆院通過

3月14日に審議入りした雇用保険法等改正法案は、3月20日の衆議院本会議で採決され賛成多数で可決しました。

今回の主な改正点は、雇用保険料率の変更、被保険者資格と受給資格要件の一本化、育児休業給付の拡充等、教育訓練給付の見直し、国庫負担の削減です。

受給資格要件が12ヵ月に！！

現在、雇用保険の被保険者は一般被保険者と、短時間労働被保険者(週の所定労働時間が20以上30時間未満)に分かれています。これまで一般被保険者は、離職日以前6ヵ月以上被保険者期間があれば、失業した場合に基本手当を受給することができました。また、短時間労働被保険者は被保険者期間が12ヵ月以上必要でした。改正案ではこの区分を一本化し、さらに受給資格期間も統一します。したがって、特定受給資格者(倒産・解雇等ので離職)は被保険者期間が6ヵ月ですが、自己都合で離職した場合は12ヵ月以上の被保険者期間が必要になります。

また、改正案では育児休業者職場復帰給付金を休業前賃金の10%から20%に上げます。しかし、一方で算定期間に含めていた育児休業期間を基本手当の算定基礎期間に算入しないという調整規定も設けられています。教育訓練給付

金の受給に必要な被保険者期間が緩和され、これまで教育訓練給付金の支給を受けたことがない被保険者に限り、被保険者期間が1年以上あれば受給できるようになります。

〔改正案では、2007年10月1日から施行〕

4月1日施行を急ぐあまりに・・・

前回の雇用保険法改正では、保険料の引き上げがありました。その後、雇用保険の財政状況が良くなってきたので、2007年4月から雇用保険の保険料率が引き下げられます。しかし4月1日からの保険料率引き下げにあわせて審議を急ぎ、衆議院では実質2回の審議で採決しました。いくら保険料が安くなっても、セイフティーネット機能が弱くなるような制度では何ともなりません。しっかりと審議をする必要があります。

今後、審議の場は津田弥太郎議員が筆頭理事をつとめる、参議院厚生労働委員会に移ります。JAMの声を反映してもらうため、参議院の審議では、津田議員と連携をとっていきます。